

# 後見制度支援預金規定

## 【後見制度支援預金に係る特約】

後見制度支援預金（以下「預金」という。）は、普通預金規定の定めるところに加え、次条以下の特約を定めるところにより取扱います。

### 1. （利用対象者）

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の(未)成年後見人（以下「後見人」という。）に対し、家庭裁判所が指示書を発行する場合に限り、利用できるものとします。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) この預金の利用を開始する場合は、当行所定の手数料を当行に支払うものとします。
- (4) 前項の支払がない場合、当行は、この預金の申込を承諾しないことがあります。
- (5) 後見人は、預金者のため必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した指示書の発行を求めるものとします。
- (6) 後見人は、預金者のためにこの預金を利用するにあたり、家庭裁判所の指示・監督に適切に従うものとします。

### 2. （取引方法に係る特約）

- (1) この預金は、後見人が、指示書を添付のうえ、当行所定の手続きを行う場合に限り、次の各号に掲げる取引を行うものとします。
  - ①この預金口座からの払戻し
  - ②この預金口座への預入れ
  - ③この預金口座からの定期定額送金の設定および変更
- (2) 前項の規定にかかわらず、指示書に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

### 3. （届出事項に変更等があった場合の取扱）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 通帳または届出の印章の喪失：後見人
- (2) 預金者の住所、その他の届出事項の変更：後見人
- (3) 後見人の選任および資格喪失：後見人
- (4) 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更：後見人
- (5) 預金者の死亡の事実：後見人または預金者の相続人
- (6) 預金者の後見開始取消審判の確定：預金者または後見人
- (7) 預金者が未成年であった場合、成年となった事実：預金者

### 4. （各種お取引の制限）

この預金は、次に掲げるお取引のご利用はできません。

- (1) 取引店以外での入出金取引
- (2) キャッシュカードの発行
- (3) インターネットバンキングの利用
- (4) マル優の取扱い
- (5) 給与・年金・公社債元利金等の自動受取
- (6) 公共料金等の口座振替
- (7) 振込金の受取

### 5. （解約に関する特約）

- (1) 預金者がこの預金契約を解約する場合は、指示書とともに通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。ただし、次の各号に該当する場合には、預金者は指示書を提出する必要はありません。
  - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ②この預金口座の残高が第2条に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
- (2) 次の各号に該当する場合には、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行なった場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。
  - ①預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき
  - ②この預金口座の残高が第2条に定める1回の定期定額送金の金額に満たなくなったとき
  - ③普通預金規定第12条第2項ないし第4項に定める預金の解約を行うとき
  - ④法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

### 6. （適用条件）

- (1) この特約に定めのない事項については、普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と普通預金規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定します。

### 7. （規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上